

第56回定時株主総会資料

（ 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

- 事業報告
 - 「主要な事業内容」
 - 「主要な事業所」
 - 「従業員の状況」
 - 「主要な借入先の状況」
 - 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
 - 「会計監査人の状況」
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - 「会社の支配に関する基本方針」
 - 「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- 連結計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
- 計算書類
 - 「貸借対照表」
 - 「損益計算書」
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」
- 監査報告
 - 「連結計算書類に係る会計監査報告」
 - 「計算書類に係る会計監査報告」
 - 「監査役会の監査報告」

第56期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）

株式会社インホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な事業内容
（2025年 4月30日現在）

- ① ファーマシー事業部門
- 医療機関から処方箋を交付された患者に対して、処方箋調剤を行う保険薬局事業
- ② リテール事業部門
- 一般消費者に対して、医薬品、化粧品等の販売を行うコスメティックストア及び家具、インテリア雑貨等の企画・製造・販売を行うインテリアショップ事業

主要な事業所
（2025年 4月30日現在）

当社本社 札幌市白石区東札幌5条2丁目4番30号

当社東京オフィス 東京都渋谷区代々木2丁目1番5号

なお、当社グループ店舗の分布状況（地域及び店舗数）は次のとおりであります。

地域別	ファーマシー事業	リテール事業
北海道	116店舗	23店舗
青森県	12店舗	4店舗
岩手県	17店舗	1店舗
宮城県	47店舗	4店舗
秋田県	11店舗	1店舗
山形県	40店舗	1店舗
福島県	34店舗	1店舗
茨城県	66店舗	2店舗
栃木県	10店舗	5店舗
群馬県	17店舗	2店舗
埼玉県	82店舗	18店舗
千葉県	37店舗	11店舗
東京都	109店舗	49店舗
神奈川県	49店舗	23店舗
新潟県	80店舗	1店舗
富山県	21店舗	2店舗
石川県	5店舗	2店舗
福井県	4店舗	-
山梨県	3店舗	1店舗
長野県	56店舗	1店舗
岐阜県	7店舗	3店舗
静岡県	49店舗	4店舗
愛知県	31店舗	15店舗
三重県	6店舗	2店舗

地域別	ファーマシー事業	リテール事業
滋賀県	2店舗	3店舗
京都府	34店舗	4店舗
大阪府	69店舗	17店舗
兵庫県	25店舗	10店舗
奈良県	5店舗	3店舗
和歌山県	3店舗	1店舗
鳥取県	11店舗	-
島根県	18店舗	-
岡山県	18店舗	2店舗
広島県	47店舗	6店舗
山口県	4店舗	-
徳島県	7店舗	-
香川県	32店舗	2店舗
愛媛県	9店舗	1店舗
高知県	10店舗	-
福岡県	21店舗	12店舗
佐賀県	14店舗	2店舗
長崎県	6店舗	1店舗
熊本県	5店舗	3店舗
大分県	19店舗	2店舗
宮崎県	3店舗	1店舗
鹿児島県	2店舗	4店舗
沖縄県	17店舗	2店舗
国内 計	1,290店舗	252店舗
アジア（香港）	-	8店舗
国外 計	-	8店舗
総計	1,290店舗	260店舗

従業員の状況（2025年4月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
ファーマシー事業	11,119 (1,188) 名	679 (21) 名
リテール事業	1,231 (2,048) 名	649 (974) 名
全社（共通）	659 (122) 名	207 (41) 名
合計	13,009 (3,358) 名	1,535 (1,036) 名

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
169 (56) 名	7 (8) 名	43.8歳	11.3年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2025年4月30日現在）

借入先	借入額
株式会社北海道銀行	8,522百万円
株式会社北洋銀行	8,205百万円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年5月28日、株式会社NSSK-WWWの全株式を取得し、子会社化することでさくら薬局グループを子会社化することに関する株式譲渡契約を締結いたしました。

内容の詳細につきましては、連結注記表及び個別注記表の重要な後発事象に関する注記をご参照ください。

会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、人権デューデリジェンスに係る支援についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令、定款及び取締役会規則の定めるところにより、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ・当社グループは、取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離及び独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行っております。
- ・当社グループの役員及び従業員（以下、「役職員」という）は、グループ行動指針に基づき、法令及び定款等の遵守はもとより、人々の健康に携わる業務に従事していることを常に認識し、良識と倫理観をもった企業活動に努めております。

- ・当社は、当社グループにおける法令、定款及び社内諸規則に適合した職務の執行及びコンプライアンス向上のため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係るグループ全社の管理を行っております。
- ・当社グループは、法令違反その他コンプライアンスに係る問題の早期発見、是正を図るため、外部の委託会社へ直接通報できる、「コンプライアンス ホットライン」を整備しております。
- ・当社グループは、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適時適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備しております。
- ・監査役は、独立の機関として内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務の執行を監査しております。
- ・内部監査室は、業務執行組織から独立した視点で、当社グループの役職員の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施しております。
- ・当社グループは、グループ行動指針において、反社会的勢力とは一切の関係を持たない旨を宣言し、「反社会的勢力対策規程」を定め、警察、顧問弁護士等と連携し組織的に反社会的勢力との関与遮断に取り組んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書取扱規程」に従い、取締役及び監査役が必要に応じ閲覧可能な状態で、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う体制としております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」及び「リスクマネジメントガイドライン」を策定し、リスクカテゴリーごとの担当部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。
- ・当社は、全社のリスクを統括する部署としてリスクマネジメント室を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を統括管理しております。
- ・当社グループのリスク管理の運用状況は、内部監査室が実地監査において遵守状況及び有効性について検査を行っております。
- ・当社は、危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、グループの「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社グループの全役職員に周知徹底しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社グループの取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」に従い、各取締役が自己の分掌範囲について責任を持って行います。なお、その運営状況は、内部監査室及び監査役会が点検を行う体制としております。
- ・当社は、グループの経営計画を策定し、当該計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の経営目標及び予算配分等を定めております。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社は、企業集団としての業務の適正を確保するため、各子会社に対し「関係会社管理規程」を適用し、子会社における経営上の重要な意思決定事項（発生事実を含む）等について、当社への定期的な報告を義務づけております。
 - ・当社は、当社及び当社子会社の取締役が出席するグループ経営会議を定期的に開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当該会議における報告を義務づけております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ・当社は、監査役が職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役補助者として適切な者を任命することとしております。
- ⑦ 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・当社は、前項の従業員の取締役からの独立性を確保するため、当該従業員の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に報告し意見を求めることとしております。
 - ・当社は、「監査役監査基準」において、監査役の補助従業員に対する指揮命令権に関して明記しております。
- ⑧ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ・当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制
取締役は、業務執行の中で会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に報告する体制としております。
内部監査室は、その業務執行を定期的に監査役に報告する体制としております。
監査役は、その職務を遂行するために必要と判断したときは、監査役または従業員に報告を求めることとしております。
 - ・子会社の取締役・監査役等及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
当社グループの役職員は、当社監査役から職務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。
当社グループの役職員は、業務執行の中で会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に報告を行うこととしております。
内部監査室は、その業務執行を定期的に監査役に報告することとしております。
内部通報制度の担当部署であるリスクマネジメント室は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に報告することとしております。

- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理等の請求をしたときは、「監査役監査基準」に基づき、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
 - 監査役会が、監査役が職務の遂行のために弁護士及び公認会計士等の外部専門家を求めた場合、当社はその費用を負担することとしております。
 - 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上することとしております。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役職務の遂行のために、監査役が弁護士及び公認会計士等の外部専門家との連携が必要と判断した場合は、これを求めることとしております。
- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- イ. コンプライアンスに関する取り組み
- 社内研修や会議体を通じて、従業員に対しコンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- また、外部の委託会社へ直接通報できる、「コンプライアンス ホットライン」の運用を継続しており、定期的に監査役に報告しております。
- ロ. リスクマネジメントに関する取り組み
- 「リスク管理規程」及び「リスクマネジメントガイドライン」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しており、その運用状況を内部監査室の実地監査において検査しております。
- ハ. 取締役職務執行について
- 当事業年度において、取締役会を14回開催しており、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行っております。
- また、社外取締役を継続的に選任することで、監督機能を維持しております。
- 二. 監査役職務執行について
- 当事業年度において、監査役会を13回開催しており、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役職務執行を監査しております。
- また、内部監査室の業務執行状況の確認及び公認会計士等の外部専門家と連携することにより、監査の実効性を維持しております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）に対しては、当該買付者の事業内容、計画及び過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また、当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「買収への対抗措置」）を予め定めるものではありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題として捉え、業績に応じた成果の配分を行うとともに、これを安定的に継続することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化、新規出店及び今後の事業展開に備え、これを将来の利益還元に資するために有効活用してまいります。また、自己株式の取得等につきましては、資本効率の改善及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

連結株主資本等変動計算書 (2024年5月1日から2025年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年5月1日期首残高	21,894	20,131	95,257	△2,436	134,847
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,826		△2,826
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			9,261		9,261
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△2		439	436
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△2	6,435	438	6,870
2025年4月30日期末残高	21,894	20,128	101,692	△1,997	141,717

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	その他の包 括利益累計 額 合 計		
2024年5月1日期首残高	234	－	－	225	459	104	135,411
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△2,826
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							9,261
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							436
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	63	189	△3	93	343	7	350
連結会計年度中の変動額合計	63	189	△3	93	343	7	7,220
2025年4月30日期末残高	298	189	△3	318	802	111	142,632

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 32社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社アインファーマシーズ
株式会社ダイチク
株式会社アイン中央
株式会社アイン信州
株式会社ファーマシィ
株式会社エーアンドエム
株式会社ホールセールスターズ
株式会社メディウエル
株式会社アユーララボトリーズ
株式会社Francfranc
ほか調剤薬局事業会社21社、リテール事業会社 1 社

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 主要な非連結子会社はありません。
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 主要な非連結子会社及び関連会社はありません。
- ・ 持分法を適用しない理由 各社は、小規模であり、連結純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度において株式取得により連結子会社となりました調剤薬局事業会社13社及びリテール事業会社 2 社を当連結会計年度から連結の範囲に加えております。

また、子会社間の合併により調剤薬局事業会社11社が消滅し連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社アインファーマシーズ、株式会社メディウェル、株式会社アユーララボラトリーズ、株式会社Francfranc及びFrancfranc HONGKONG LIMITEDの決算日は4月30日であります。また、調剤薬局事業会社に、2月末日決算が2社、6月30日決算が1社、12月31日決算が1社、その他連結子会社の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在または本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 コスメティックストア：主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
インテリアショップ：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・調剤薬品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
（リース資産を除く）
- ロ. 無形固定資産 定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法）
（リース資産を除く）
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 二. 長期前払費用 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充当するため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

イ. ファーマシー事業

ファーマシー事業は主に調剤薬局で構成されており、顧客に医薬品を引き渡した時点で収益を認識しております。

□. リテール事業

リテール事業は主にコスメティックストア及びインテリアショップで構成されており、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

ただし、販売時にポイントが付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムでのサービスの提供において、当社が付与したポイントのうち、顧客が使用していないポイントについては履行義務を充足していないため、将来の失効見込みや使用実績率等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分した金額で契約負債を計上し、ポイントが使用された時点または失効した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識することとしております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

□. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建仕入債務

ハ. ヘッジ方針

将来の為替変動によるリスク回避及び金利変動によるリスク回避を目的とし、投機的な取引は行っておりません。

二. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の「退職給付に係る調整累計額」に計上しております。

□. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を見積もり、5～20年間の均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に係る注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで固定負債の「その他」に含めていた「資産除去債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「資産除去債務」は2,001百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めていた「補助金収入」及び特別利益の「その他」に含めていた「事業譲渡益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「補助金収入」は298百万円、「事業譲渡益」は7百万円であります。

4. 会計上の見積りに係る注記

(1) 株式会社Francfranc株式等の取得に係る無形資産（商標権）の評価及びのれんの償却期間

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目 名	金 額
のれん	39,685百万円
無形資産（商標権）	4,123百万円

「その他の注記 企業結合に関する注記」に記載のとおり、当該のれんの償却期間を20年と見積もっております。

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、買収時に見込んだ超過収益力をその対象会社ののれんとして認識しており、当該対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

なお、Francfranc株式等の取得に係る取得原価の配分において、識別可能資産のうち無形資産（商標権）については、経営者が策定した事業計画、ロイヤルティレート等の重要な仮定を用いたインカムアプローチ法（ロイヤルティ免除法）により算定しております。また、のれんの償却期間については事業計画及び市場環境の見通しを基に、Francfranc株式等の取得による超過収益力が継続すると予想される期間に基づいて決定しております。

ロ. 主要な仮定

当Francfrancの無形資産（商標権）の評価は、経営者が策定した事業計画、ロイヤルティレート等を主要な仮定としております。また、Francfrancののれんの償却期間の見積りは、事業計画及び市場環境の見通しを基に、超過収益力が継続すると予想される期間を主要な仮定としております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

(2) のれんの減損（店舗固定資産除く）

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目 名	金 額
のれん（店舗固定資産除く）	74,039百万円
減損損失（上記のれんに係る）	93百万円

上記ののれん（店舗固定資産除く）の金額には、株式会社Francfranc株式等の取得に係るのれんの金額を含んでおります。

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、買収時に見込んだ超過収益力をその対象会社ののれんとして認識しており、当該対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られるのれんの残存償却年数に対応する割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により使用価値を算定して、帳簿価額を当該使用価値まで減額し、減損損失を計上しております。

ロ. 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会によって承認された予算、買収時の営業利益予測を基礎に作成された計画値に基づいて行われ、ファーマシー事業について処方箋枚数と処方箋単価を、リテール事業について顧客数と客単価を主要な仮定としております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

(3) 店舗固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科 目 名	金 額
有形固定資産	43,112百万円
無形固定資産	13,519百万円
投資その他の資産（長期前払費用）	6,262百万円
減損損失（店舗固定資産に係る）	1,711百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとに資産のグルーピングを行っております。営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっている店舗、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じている店舗及び遊休資産で時価が著しく下落している資産グループを減損の兆候としております。

各資産又は資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

ロ. 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会によって承認された予算に基づき作成され、ファーマシー事業について処方箋枚数と処方箋単価を、リテール事業について顧客数と客単価を主要な仮定としております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は、不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 39,546百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	35,428千株	－千株	－千株	35,428千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	433千株	0千株	79千株	354千株

(注) 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。普通株式の自己株式の減少79千株は、譲渡制限付株式報酬付与による処分2千株、従業員持株会への売却による処分76千株によるものであります。なお、当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託（従業員持株会処分型）に係る株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（257千株）が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2024年7月30日開催の第55回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,826百万円
- ・1株当たり配当額 80円
- ・基準日 2024年4月30日
- ・効力発生日 2024年7月31日

(注) 2024年7月30日開催の第55回定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対する配当金26百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年7月30日開催の第56回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 2,826百万円
- ・1株当たり配当額 80円
- ・基準日 2025年4月30日
- ・効力発生日 2025年7月31日

(注) 2025年7月30日開催の第56回定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対する配当金20百万円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、調剤薬局・コスメティックストア・インテリアショップの出店及びM&Aにより、事業拡大を推進しております。

出店に必要な資金は、主に営業キャッシュ・フローの範囲で調達しておりますが、M&A資金等臨時的な資金を確保するため、銀行借入のほか必要に応じて公募増資等により調達し、流動性の高い金融資産により運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対する調剤報酬債権であるため、また、未収入金は、そのほとんどが短期間のうちに回収されるため、留意すべきリスク等はありません。

投資有価証券は、そのほとんどが業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主として調剤薬局・コスメティックストア・インテリアショップの賃貸人に対する預託金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替相場の変動による影響を受けますが、為替予約取引により為替変動リスクをヘッジすることによりしております。

借入金及び負債のその他に含まれるファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の主要な営業債権は、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対する調剤報酬債権であるため、また、未収入金は、そのほとんどが短期間に回収されるため、当該リスクに係る特段の管理は行っておりません。

貸付及び満期保有目的の債券の保有をした際は、貸付金運用基準及び有価証券運用基準に基づき、運用先、運用額等を社内検討の上、慎重に決定しており、また、運用開始後においては運用先の状況を定期的にモニタリングすることにより、回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

敷金及び保証金は、契約時及び定期的な信用調査等による与信管理を行い、約定不履行等のリスクを管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、長期借入金を主体とした借入を行っております。

投資有価証券については、非上場の発行会社については、定期的に財務状況等を把握し、上場会社については、市況及び取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

外貨建ての仕入取引に係る為替相場の変動リスクについて、先物為替予約取引を利用してヘッジしております。デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、年間設備投資予算を基礎とした資金繰計画を作成し、毎月実績及び予定を更新することにより、流動性リスクを管理しております。

また、M&A等による臨時的資金需要についても機動的に対応するため、一定の流動性水準を確保することとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	994	994	－
(2) 敷金及び保証金 貸倒引当金(※1)	31,091 △54		
	31,037	28,657	△2,380
資産計	32,031	29,651	△2,380
(1) 短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	12,151	12,130	△21
(2) 長期借入金	26,469	26,042	△427
負債計	38,621	38,172	△448
デリバティブ取引(※2)	(193)	(193)	－

(※1) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,891

これらについては、上記の「資産（1）投資有価証券」には含めておりません。

また、持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については市場価格のない株式等を含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資事業有限責任組合への出資	347

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 投資有価証券	－	－	－	－
(2) 敷金及び保証金	6,956	7,674	7,157	9,303

(注3) 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 短期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）	12,151	－	－	－
(2) 長期借入金	－	20,174	6,295	－

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	994	－	－	994
資産計	994	－	－	994
デリバティブ取引	－	(193)	－	(193)

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券	－	－	－	－
(2) 敷金及び保証金	－	28,657	－	28,657
資産計	－	28,657	－	28,657
短期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）	－	12,130	－	12,130
長期借入金	－	26,042	－	26,042
負債計	－	38,172	－	38,172

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券については活発な市場における相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、約定期間に基づく返還額を国債利回り等適切な利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金、長期借入金

短期借入金、長期借入金については元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. デリバティブ取引に関する注記

(1) ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 一年超	時価 (百万円)
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	5,185	－	△192
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 香港ドル	買掛金	44	－	△0

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント（百万円）			合計 （百万円）
	ファーマシー事業	リテール事業	その他の事業	
調剤薬局	380,302	－	－	380,302
コスメティックストア	－	36,020	－	36,020
インテリアショップ	－	25,021	－	25,021
売店事業	－	－	8,150	8,150
その他	4,480	－	1,935	6,416
顧客との契約から生じる収益	384,783	61,041	10,086	455,911
その他の収益（注）	－	－	893	893
外部顧客への売上高	384,783	61,041	10,979	456,804

（注） 1. その他の収益には、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づく賃貸収入が含まれております。

（注） 2. 当連結会計年度より「コスメ＆ドラッグストア」を「コスメティックストア」に変更しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

	当連結会計年度（百万円）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	15,851	22,294
契約負債	465	534

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれております。

契約負債は主に、販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムに関連するものです。ポイントが付与された時点で契約負債を計上し、利用または失効した時点で履行義務を充足したと判断し、契約負債を取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、465百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社は、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,063円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 264円32銭 |

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度257千株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度291千株）。

12. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年5月28日、株式会社NSSK-WWWの全株式を取得し、子会社化することでさくら薬局グループを子会社化することに関する株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社NSSK-WWW

事業の内容：持株会社（株式会社NSSK-Wの100%持株会社）

②企業結合を行った主な理由

当社グループは、調剤薬局の全国チェーンを展開しており、当社及びグループ各社は、積極的な新規出店のほか、M&Aを活用して事業拡大を図っております。また、医療機関と連携した在宅対応や継続的な服薬管理、「かかりつけ薬剤師・薬局」機能の強化等、全国各地で地域に密着した医療サービスの提供に取り組んでおります。

今回、当社が株式取得するさくら薬局グループは、「さくら薬局グループ」ブランドで調剤薬局事業を展開しており、首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）や関西圏（大阪、兵庫）、東海地方（愛知、静岡）等人口集積エリアを中心に、約800店舗を有する業界大手の一角です。

さくら薬局グループを迎えることにより、当社グループの調剤薬局店舗数は2,000店舗を超え、さらなる店舗網の拡充を図るとともに、相互の事業ノウハウを融合し、患者さま及び地域医療に対しサービスの充実を実現することで、全国の地域医療のインフラとしてグループの企業価値を高めてまいります。

③企業結合日

2025年8月（予定）

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

変更ありません。

⑥取得する議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

株式会社NSSK-WWW普通株式 59,100百万円

※最終的な取得価額につきましては、株式譲渡契約書に定める価格調整によって変動する可能性があります。なお、アドバイザー費用等については未定のため、含めておりません。

13. その他の注記

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2024年4月より「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下「本信託契約」といいます。）を締結しました（以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しております。

株式会社日本カストディ銀行は、信託E口において、信託設定後5年間にわたり「アインホールディングス従業員持株会」（以下「持株会」といいます。）が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時まで、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者（従業員）に分配します。

また、当社は、信託E口が当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における取得価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度1,422百万円、257千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度1,523百万円

(企業結合に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、2024年7月3日開催の取締役会において、株式会社Francfranc（本社：東京都港区、以下「Francfranc」といいます。）の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2024年8月20日にFrancfrancの全株式を取得しております。また、2024年8月21日に、2024年10月1日を効力発生日とする吸収分割契約を締結し、当社100%出資子会社であるFrancfrancのインテリア・雑貨小売販売事業を、同じく当社100%出資子会社である株式会社アインファーマシーズに承継しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社Francfranc

事業の内容：インテリア・雑貨の企画・開発・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、地域のインフラとなるべく、ファーマシー事業とリテール事業を柱の事業としております。

ファーマシー事業においては、全国に調剤薬局チェーンを展開しており、当社及びグループ各社は、積極的な新規出店のほか、M&Aを活用して事業拡大を図っております。また、医療機関と連携した在宅対応や継続的な服薬管理、「かかりつけ薬剤師・薬局」機能の強化等、全国各地で地域に密着した医療サービスの提供に取り組んでおります。

リテール事業においては、お客さまのニーズに応えるオンリーワンのトータルビューティショップとして、常に新鮮なコスメ&ビューティアイテムを楽しく選べる場を提供することを目指しているコスメティックストア「アインズ&トルペ」を展開し、コスメを中心とした独自性のある商品構成とすることで他社店舗との明確な差別化を図るとともに、更なる拡大を進めております。

今回、当社が全株式を取得する方法により子会社化するFrancfrancは、創業以来、20代～30代の女性を中心とする幅広い層のお客様をターゲットとした主力ブランド「Francfranc」を中心にインテリア・雑貨小売販売事業を展開しており、国内157店舗、海外8店舗(2025年4月30日時点)の店舗運営及びECを通じて、都会的かつ洗練されたライフスタイル提案を実践しております。「アインズ&トルペ」と「Francfranc」は、出店エリア、主要な顧客層及びその価値観に類似性がある一方で、販売する商品のカテゴリーは異なる部門を得意とする補完関係にあることから、当社グループにFrancfrancを迎えることにより、両社の強みを活かしたシナジーを発揮することができると考えております。具体的には以下のようなシナジーを見込んでおります。

a. クロスマーチャンダイジング

異なる商品カテゴリーを強みとする両社の店舗が、互いのプライベート商品を陳列し、顧客に対して、幅広い商品選択肢を提示することで、顧客満足度及び顧客単価の向上が可能です。

b. 戦略的な店舗開発

「アインズ&トルペ」と「Francfranc」の出店エリアは主要都市を中心に駅ビルや商業施設等、ターゲットが近く、店舗同士に親和性があります。大規模面積の物件への戦略的共同出店等、出店形態のバリエーションを拡大し、更なるビジネス機会の拡大を図ることが可能です。

c. ノウハウの共有による魅力的な商品開発

「アインズ&トルペ」及び「Francfranc」は、ともに顧客へのライフスタイルの提案をミッションに掲げ、顧客の価値観に影響を与えられる商品開発に注力してまいりました。両社の商品開発ノウハウを共有することで、更に満足度の高い商品開発を行うことが可能です。相互に補完関係にある両社の有する強みを融合することで、顧客サービスの向上を実現させ、グループの企業価値を高めてまいります。

(3) 企業結合日

2024年8月20日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年9月1日から2025年4月30日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	49,975百万円
取得に直接要した費用	現金	149百万円
取得原価		50,125百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 149百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

41,048百万円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	15,019百万円
固定資産	11,154百万円
資産合計	26,174百万円
流動負債	8,897百万円
固定負債	8,349百万円
負債合計	17,246百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算及びその算定方法

売上高	16,362百万円
営業利益	1,612百万円
経常利益	1,563百万円
税金等調整前利益	1,182百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	876百万円
1株当たり当期純利益	25.02円

(概算額の算定方法)

同社の2024年5月1日から2024年8月31日までの売上高及び損益情報に、企業結合時に認識されたのれん及び商標権が当連結会計年度開始の日に発生したものとし、のれん及び商標権の償却額を加減して影響の概算額としております。

なお、当該概算額の算定につきましては、監査証明を受けておりません。

貸借対照表 (2025年 4月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	26,144
現金及び預金	9,315
前払費用	887
短期貸付金	14,651
未収入金	1,288
その他の流動資産	1
固定資産	155,575
有形固定資産	2,358
建物及び構築物	1,529
工具、器具及び備品	60
土地	667
その他の有形固定資産	101
無形固定資産	5,795
商標権	21
ソフトウェア	4,579
その他の無形固定資産	1,194
投資その他の資産	147,421
投資有価証券	2,549
関係会社株式	139,735
繰延税金資産	1,088
敷金及び保証金	3,472
その他の投資その他の資産	575
資産合計	181,719

科目	金額
負債の部	
流動負債	67,590
短期借入金	59,244
一年内返済予定の長期借入金	5,980
未払金	1,312
未払法人税等	352
賞与引当金	94
役員賞与引当金	19
その他の流動負債	586
固定負債	25,991
長期借入金	25,662
退職給付引当金	76
その他の固定負債	252
負債合計	93,582
純資産の部	
株主資本	87,839
資本金	21,894
資本剰余金	21,633
資本準備金	20,084
その他資本剰余金	1,548
利益剰余金	46,308
その他利益剰余金	46,308
別途積立金	3,200
繰越利益剰余金	43,108
自己株式	△1,997
評価・換算差額等	298
その他有価証券評価差額金	298
純資産合計	88,137
負債純資産合計	181,719

損益計算書 (2024年5月1日から2025年4月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	17,694
売上総利益	17,694
販売費及び一般管理費	10,535
営業利益	7,158
営業外収益	1,308
営業外費用	1,311
支払利息	443
その他	868
経常利益	7,155
特別利益	166
固定資産売却益	132
投資有価証券売却益	31
その他	2
特別損失	83
減損損失	43
子会社株式評価損	39
その他	0
税引前当期純利益	7,238
法人税、住民税及び事業税	319
法人税等調整額	△13
当期純利益	6,933

株主資本等変動計算書 (2024年5月1日から2025年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
2024年5月1日期首残高	21,894	20,084	1,551	21,636	3,200	39,001	42,201	△2,436	83,296
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△2,826	△2,826		△2,826
当 期 純 利 益						6,933	6,933		6,933
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△2	△2				439	436
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	△2	△2	－	4,107	4,107	438	4,542
2025年4月30日期末残高	21,894	20,084	1,548	21,633	3,200	43,108	46,308	△1,997	87,839

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年5月1日期首残高	219	219	83,516
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△2,826
当 期 純 利 益			6,933
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			436
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)	78	78	78
事業年度中の変動額合計	78	78	4,621
2025年4月30日期末残高	298	298	88,137

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|--|
| ① 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・ 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法） |
| ② 無形固定資産
（リース資産を除く） | 定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法） |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| ④ 長期前払費用 | 定額法 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与に充当するため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。 |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定率法により、翌事業年度から費用処理することとしております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に連結子会社と締結している経営指導業務契約に基づく役務提供によるものであり、毎月契約で定められた金額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更にに関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。
これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更にに関する注記

(損益計算書)
前事業年度まで区分掲記して表示しておりました特別損失の「投資有価証券評価損」(当事業年度は、0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りにに関する注記

関係会社株式

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科 目 名	金 額
関係会社株式	139,735百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社は、市場価格のない関係会社株式について、超過収益力を反映した実質価額で取得しております。このため、買収先の計算書類から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で取得したものについて、当初の超過収益力が減少し、実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合で、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損処理する方針としております。

なお、超過収益力については、買収時の営業利益予測を基礎に作成された計画値の達成状況等を把握することにより、当初見込んだ超過収益力を反映した実質価額が取得原価に比べ著しく低下していないかを判断しております。

ロ. 主要な仮定

関係会社株式の評価は、買収時の営業利益予測を基礎に作成された計画値に基づいて行われ、ファーマシー事業について処方箋枚数と処方箋単価を、リテール事業について顧客数と客単価を当該計画値の主要な仮定としております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は不確実性が高く、予期せぬ事象が発生した場合や事業計画の見直し等の事象が発生した場合、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額

1,093百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

15,916百万円

② 短期金銭債務

53,941百万円

③ 長期金銭債務

69百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	17,694百万円
② 販売費及び一般管理費	2百万円
③ 営業取引以外の取引高	1,276百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	433千株	0千株	79千株	354千株

(注) 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。普通株式の自己株式の減少79千株は、譲渡制限付株式報酬付与による処分2千株、従業員持株会への売却による処分76千株によるものであります。なお、当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託（従業員持株会処分型）に係る株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式（257千株）が含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

減損損失	284百万円
賞与引当金限度超過	28百万円
退職給付引当金限度超過	23百万円
会社分割に係る関係会社株式	1,123百万円
その他	175百万円
繰延税金資産小計	1,636百万円
評価性引当額	△407百万円
繰延税金資産合計	1,228百万円

（繰延税金負債）

除去費用資産	△4百万円
その他有価証券評価差額金	△135百万円
繰延税金負債合計	△140百万円
差引：繰延税金資産純額	1,088百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。
- (3) 子会社等

種 類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 アインファーマシーズ	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	8,199	—	—
				賃貸料の収入 (注) 1.	849	—	—
				資金の貸付 (注) 2. 3.	2,815	短期貸付金	12,923
				受取利息 (注) 2. 3.	97	—	—
子会社	株式会社 ホールセールスターズ	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	2,047	—	—
				資金の返還 (注) 2. 3.	1,279	短期借入金	16,598
				利息の支払 (注) 2. 3.	84	—	—
子会社	株式会社アイン中央	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	329	—	—
				資金の借入 (注) 2. 3.	2,456	短期借入金	19,026
				利息の支払 (注) 2. 3.	70	—	—
子会社	株式会社 ファーマシィ	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	349	—	—
				資金の借入 (注) 2. 3.	470	短期借入金	6,191
子会社	株式会社ダイチク	直接 100.0	経営指導契約締結 資金の相互利用 役員の兼任	経営指導収入 (注) 1.	172	—	—
				資金の返還 (注) 2. 3.	188	短期借入金	5,701

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ間の経営指導をはじめとする取引の条件等については、市場相場等を参考として決定しております。
2. グループ間の資金貸借については、市場金利を参考として利率を決定しております。
3. グループ間の資金貸借に係る取引額については、当事業年度での純増減額を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,512円96銭

(2) 1株当たり当期純利益 197円89銭

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度257千株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度291千株）。

12. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

連結注記表「12.重要な後発事象に関する注記 (取得による企業結合)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. その他の注記

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結注記表「13.その他の注記 (追加情報) (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

株式会社インホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡直彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新木 亘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インホールディングスの2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2025年5月28日、株式会社NSSK-WVWの全株式を取得し、子会社化することでさくら薬局グループを子会社化することに関する株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

株式会社インホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡直彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新木 亘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インホールディングスの2024年5月1日から2025年4月30日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の「12. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2025年5月28日、株式会社NSSK-WVの全株式を取得し、子会社化することでさくら薬局グループを子会社化することに関する株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 職務権限規程の改定、内部監査の増強・機能強化等、法令に則った公正な事業の遂行のための体制拡充の取組があったことが認められました。監査役会として、かかる取組の実施状況を引き続き注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月26日

株式会社アインホールディングス監査役会

常勤監査役 川 村 幸 一 ㊞

社外監査役 佐 野 綾 子 ㊞

社外監査役 水 谷 美 奈 子 ㊞

以 上